

平成二十八年十一月十一日受領  
答 弁 第 九 七 号

内閣衆質一九二第九七号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

インドとの原子力協定については、二千八年に、インドが表明した核実験モラトリアムの継続等の「約束と行動」と呼ばれる政策を前提として、原子力供給国グループがインドとの平和的・目的の原子力協力を認め、インドと各国との原子力協力が可能となったことも踏まえ、我が国として、インドとの原子力の平和的利用の分野における協力のための枠組みを定めるものである。同協定は、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保するものであり、このことはインドを国際的な不拡散体制に實質的に参加させることにつながる。同協定については現時点では未署名であり、その文言に関する事項についてお答えすることは差し控えたい。

六について

仮にインドが核実験を行った場合には日本からの協力を停止する方針である。かかる我が国の立場はインド側も了解している。